

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類			反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持)			注1 12,000
放置 駐車 違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
		高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り			7,000
速度 超過	25km以上30km未満		12,000
	20km以上25km未満		10,000
	15km以上20km未満		7,000
	15km未満		6,000
駐 停車 違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000
		高齢運転者等専用場所等以外	7,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視	赤色等		6,000
	点滅		5,000
通行区分違反			
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反			6,000
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			
通行禁止違反			
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方安全通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等			
幼児等通行妨害			5,000
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反			
車間距離不保持			
進路変更禁止違反			
追い付かれた車両の義務違反			

注1 「携帯電話使用等(保持)」 「自転車制動装置不良」は自転車を対象
注2 「合図不履行」「合図制限違反」「警告器吹鳴義務違反」は自転車以外の軽車両を除く
注3 「歩道徐行等義務違反」「自転車道通行義務違反」は普通自転車を対象

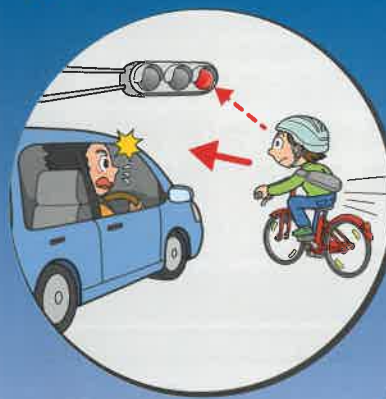
反則行為の種類		反則金の額 (円)
乗合自動車発進妨害		
割り込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行	注2	5,000
合図制限違反	注2	
警告器吹鳴義務違反	注2	
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良	注1	
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反		
歩道徐行等義務違反	注3	3,000
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		
交差点右左折方法違反		
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反	注3	
警告器使用制限違反		

令和8年4月1日施行



令和8年4月1日から

自転車の違反にも
青切符が導入！
交通反則通告制度



こんな違反は
反則金の対象に!!



自転車をはじめとする軽車両にも、
自動車等と同様に「交通反則通告制度」が
導入されます。
車両の運転者としての自覚と責任を持ち、
今まで以上に、ルールをしっかり守りましょう。

もし、事故を起こしたり
事故にあったら…
負傷者がいる場合には何より先に救護にあたり、迷わず119番通報をして救急車を呼びましょう。
二次災害を防ぐため、安全を確保してから110番通報して警察に連絡しましょう。

札幌市交通安全運動推進委員会

自転車安全利用五則

令和4年11月1日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

1

車道が原則、左側を通行

車道の通行ルール

歩道と車道の区別のある道路は
車道を通行する



道路の中央から左側部分の
左側端に寄って通行する

- 自転車専用レーン(普通自転車専用通行帯)があったら、そこを通行しなければなりません。
- 青い矢印(矢羽根マーク)があったら、そこを通行しましょう。



自転車で路側帯を通行するときは、
道路の左側部分にある路側帯を、
自動車や原付バイクと同じ方向に
通行しなければなりません。
※路側帯に歩行者がいるときは、
一時停止しましょう。

歩道は例外、歩行者を優先

歩道の通行ルール

自転車は、車道通行が原則ですが、標識等で通行
が認められていたり、車道や交通の状況から見て
やむを得ない場合は例外的に歩道を通行するこ
とができます。

歩行者の通行を妨げ
そうなときは、
一時停止する



歩道の中央から
車道寄り部分を
徐行する

※「特例特定小型原動機付
自転車・普通自転車の
歩道通行部分」があるときは、
その部分を徐行



歩道が混んでいるときは、
自転車を降りて押して歩きましょう!

2

交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

交差点の通行ルール

車道を通行しているとき、信号機がある
交差点では車両用信号機に従う

■車両用信号機の基本的な意味

青 直進または、
左折できます。 停止位置をこえて
進行してはいけません。

黄・赤 停止位置をこえて
進行してはいけません。

左折するとき、
車道を通行してきた場合は車両用の
信号機に従い、後方の安全を確認め、
できる限り道路の左側端に寄って徐行する

信号機がある交差点を右折するとき、
信号に従い、交差点の端に沿って、
大回りに徐行する

- ①青信号で交差点の向こう側まで進み、
- ②その地点で一度止まって右に向きを変え、
対面する前方の信号が青になってから
進みます。

信号機がない交差点を右折するとき、
交差点の端に沿って、大回りに徐行する

- ①十分速度を落として
交差点の向こう側
まで進んでから
- ②安全を確認めて
曲がります。



「自転車横断帯」と
「歩行者・自転車専用」の信号機が
ある場合は…

歩行者
専用

歩行者
専用

車道を通行する
自転車も、
この信号機に従って
自転車横断帯を
通行します。

歩道を通行してきた場合は歩行者用信号機に従い、
横断歩道に歩行者がいるときは、自転車から降りて
押して渡りましょう。
横断歩道は歩行者優先です。

「一時停止」の標識が
ある交差点では、一時停止をする



出会い頭の事故は死亡事故に
つながりやすいので、
安全確認を必ず行いましょう!

3

夜間は ライトを点灯

ドライバーや歩行者に
自分の存在を
知らせるためにも
早め点灯が必要です。

※車輪の側面に
リフレクター(反射材)を
つけましょう。



4

飲酒運転は 禁止

(酒気帯び運転の場合)
罰則 3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金
(酒酔い運転の場合)
罰則 5年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

(法:第65条第1項違反)



5

ヘルメットを着用

利用者の
安全のため
ヘルメットを
着用しよう!



自転車乗用中の事故で、ヘルメット非着用者
は、着用者に比べて、約1.7倍も死亡・重傷の
割合が高くなっています。

転倒や万が一の事故に備えて
ヘルメットを正しくかぶり、頭を守ろう!

相手のため、自分のために
**自転車
保険**
に入りましょう

たとえば…

■個人賠償責任保険

- ・自転車向けの保険
- ・自動車保険や傷害保険、火災保険に
特約でついている保険

■TSマークの付帯保険 …等。

自転車加害者となる交通事故が少なくありません。
高額な賠償義務が発生すること。

既に加入している保険が、自転車事故に対応しているか確認を!

自転車だって 加害者に!?

自転車事故で
相手に重大な障害を
負わせた高校生が
約9,266万円の
支払いを
命じられた例も!



自転車に乗る前に

点検 しましょう

- ・ハンドル、サドルにぐらつきがあったり、
チェーンにたるみはありませんか?
- ・タイヤの空気は抜けていませんか?
- ・車体がガタガタしたり、へんな音がしませんか?

ブレーキがよくきくか、ライトがつくか、ペダルが
曲がっていないか、ベルがよく鳴るかも確認しましょう。

※定期的に、自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けましょう。
その際、自転車に貼られる「TSマーク」には保険が付帯されます。

防犯登録をしましょう! ※登録は義務です。

自転車は駐輪場に置きましょう。※点字ブロックの上や近くに駐車しない。

安全基準に適合した
印の「BAAマーク」が
貼られた自転車を
選びましょう。



※安全基準に適合
したものには、
JISマークや
SGマークも
あります。

一定の危険な行為「自転車危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと…

「自転車運転者講習」の受講が命じられます!

命令を受けてから、3カ月以内の指定された期間内に受講しないと**5万円以下の罰金!!**

受講義務の対象となる自転車危険行為の概要

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

2 通行禁止道路(場所)の通行
法第8条第1項違反



※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3 通行が認められ(許可され)ている歩行者用道路での歩行者妨害
法第9条違反



4 歩道通行や、車道の右側通行等
法第17条第1項、第4項又は第6項違反



※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。

5 路側帯での歩行者の通行妨害
法第17条の3第2項違反



6 遮断踏切への立ち入り
法第33条第2項違反



7 信号のない交差点等での優先車両(左方車・優先道路車)の通行妨害等
法第36条違反



8 右折時における直進車や左折車への通行妨害
法第37条違反



9 環状交差点での安全進行義務違反等
法第37条の2違反



10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
法第43条違反



11 歩道での歩行者妨害等
法第63条の4第2項違反



12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
法第63条の9第1項違反



13 酒気帯び運転等
法第65条第1項違反



14 安全運転義務違反
法第70条違反



※ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為。

15 携帯電話使用等
法第71条第5号の5違反



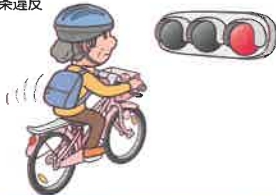
16 妨害運転
法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号違反



講習は3時間(有料)
※違反した受講者の特性に応じ個別指導を含むものです。

信号無視

法第7条違反



令和8年4月1日から自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入

自転車等に対する交通反則通告制度

(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に (法第125条及び別表第2関係)

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

取り締まりの対象年齢は **16歳以上!**

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。※対象となる違反はこの紙面の右端をご覧ください。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所等重点的に実施されます。

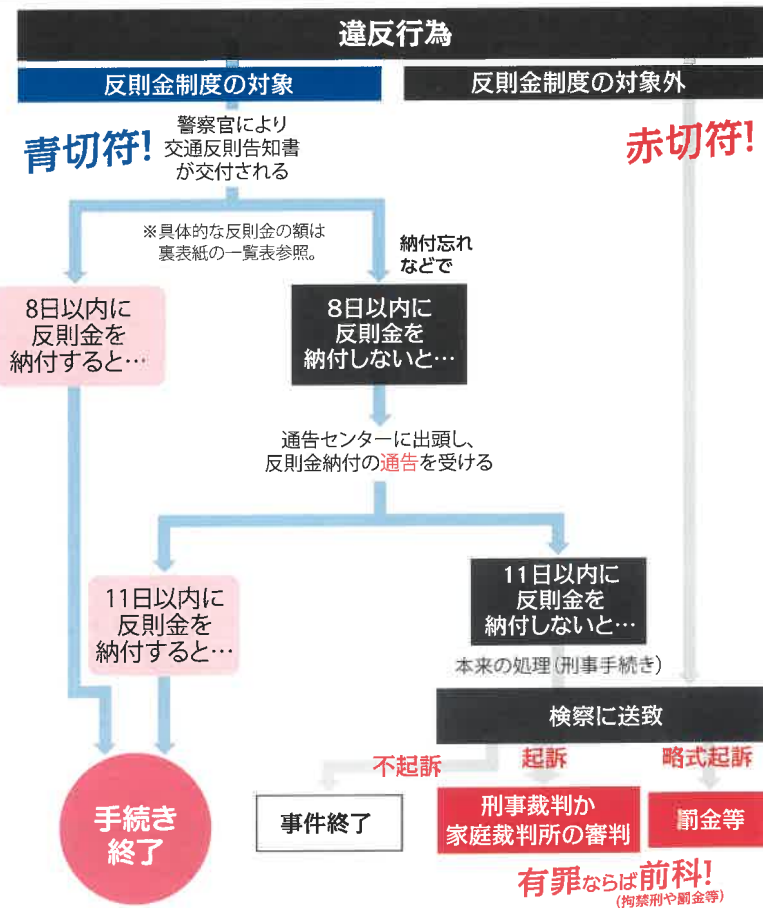
走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

交通反則通告制度 (反則金制度)



違反行為のうち信号無視や一時不停止など比較的軽いものを「反則行為」といい、それら反則行為をした場合は一定期間内に「反則金(罰金ではない)」を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を経ずに事件が処理されます。

飲酒運転など悪質・危険性の高い違反行為は「反則行為」にはあらず、この制度は適用されません。したがって刑事裁判等の対象になります。



携帯電話の使用等(保持)



反則金 12,000円

(罰則) 6カ月以下の拘禁刑または
10万円以下の罰金(保持)

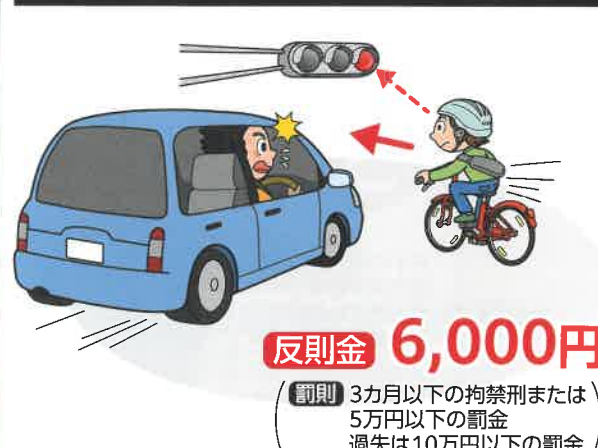
遮断踏切立ち入り



反則金 7,000円

(罰則) 3カ月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金
過失は10万円以下の罰金

信号無視(赤色等)



反則金 6,000円

(罰則) 3カ月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金
過失は10万円以下の罰金

車道の右側通行



反則金 6,000円

(罰則) 3カ月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金

一時不停止



反則金 5,000円

(罰則) 3カ月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金
過失は10万円以下の罰金

こんな違反は

青切符です!!

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

無灯火



反則金 5,000円

(罰則) 5万円以下の罰金
過失も同じ

ブレーキ不備等



※ブレーキがない、
ブレーキのききが
悪い自転車での
走行

反則金 5,000円

(罰則) 5万円以下の罰金
過失も同じ

被側方通過車義務違反



新設

車道で自動車等が自転車
等の右側を通過する際(側
方通過時)に、両者の間に
十分な間隔がないときは、
自転車等は、できる限り道
路の左側端に寄って通行し
なければなりません。

反則金 5,000円

(罰則) 5万円以下の罰金

並進



反則金 3,000円

(罰則) 2万円以下の罰金または
料

イヤホンの使用



※必要な
音が聞こえ
ないなどの
場合

反則金 5,000円

(罰則) 5万円以下の罰金